

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
1	要求水準書(案)	環境負荷の低減	2	3	(5)						「～ZEB認証(ZEB Ready以上)を取得する。」とありますが、地方公共団体における給食センターのZEB認証取得は、全国でも事例が非常に少なく、かつ「製造エリアを除いた事務所エリア限定」されて取得されています。製造エリア(調理エリア)も対象とすると大量調理マニュアルにある調理室内の環境(室温25以下、湿度80%以下)や給食提供時間(2時間喫食)にも影響を及ぼす可能性があります。ZEB認証取得は、「製造エリアを除いた事務所エリア限定」との理解で宜しいでしょうか。	給食センターの用途は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を適用し、工場として判定することを想定しています。 このため、省エネ計算(一次エネルギー消費量等の計算)における算定対象の考え方については、ご質問のとおり、原則、工場用途として生産エリアに属さないエリアが対象となると想定していますが、提案内容に応じて、適切な建物・室用途の区分を採用してください。 (参考:「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)」(国住建環第215号、国住指第4190号 平成29年3月15日)) 工場における生産エリアは、現時点では一次エネルギー消費量の算定対象には含まないこととする建築物の部分とされているもの。
2	要求水準書(案)	事業の実施スケジュール(予定)	2	4	(1)						本施設の所有権移転が令和8年10月となっていますが、実施方針では令和8年9月となっております。実施方針の令和8年9月が正でしょうか。	誤記のため、令和8年9月に修正します。
3	要求水準書(案)	敷地条件	6	5	(1)	ア					計画案作成に当たり関係機関(相模原市、消防、警察他)に事前相談を行っても宜しいでしょうか。	計画案作成に当たっては、実現可能なものとなるよう、事業者が関係部署・機関に必要な確認をしてください。
4	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					敷地面積が約9,800㎡とありますが、敷地面積の確定測量(境界確定及びPL設置)は貴市の業務との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 参考資料2 敷地範囲図のとおり、敷地面積の確定及びPL等の設置は完了しています。 なお、工事等において滅失したPL等については、工事完了後に参考資料2 敷地範囲図を元に設置を行ってください。
5	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					敷地面積が約9,800㎡とありますが、計画敷地の西側部分は、施設整備期間中に利用することは可能でしょうか。	施設整備期間中については、市所有地は、事業用地のみです。このため、原則として、事業用地以外を使用することはできません。
6	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					敷地は「市街化調整区域」となっていますが、開発許可の必要性の有無をご教示下さい。尚、設計及び建設期間が約22か月間となっていますので、開発許可が必要となるとスケジュール的にかなり厳しい状況になることが想定されます。	PFI事業ですが、相模原市を事業主体として給食センターを整備するものであり、都市計画法施行令第21条第26号に該当するものとして取扱います。 ただし、要求水準書(案)のとおり本事業において、給食調理・配送等以外の機能(付帯事業等)を設ける場合の開発許可の要否については、事業者それぞれの提案内容によることとなりますので、必要に応じて関係部署へ確認を行ってください。 事業スケジュールについては、参考にさせていただきます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
7	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					建設予定地が市街化調整区域ですが、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法当の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方より、国、地方公共団体等が行う開発行為のうち、県消防学校、給食センター、清掃事務所、道路維持事務所、学習館、歴史文化等に係るものの法令上の取り扱いを整理すべきである」という意見に対し、「～略～ご意見にある施設に係る開発行為については、このような法改正の趣旨にかんがみ、従前のとおり開発許可を不要なままとしている。」の見解から、給食センター建設(建築主が事業者の場合でも)については開発許可不要との理解で宜しいでしょうか。	PFI事業ですが、相模原市を事業主体として給食センターを整備するものであり、都市計画法施行令第21条第26号に該当するものとして取扱います。 ただし、要求水準書(案)のとおり本事業において、給食調理・配送等以外の機能(付帯事業等)を設ける場合の開発許可の要否については、事業者それぞれの提案内容によることとなりますので、必要に応じて関係部署へ確認を行ってください。
8	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					都市ガスを採用するかLPガスを採用するかは事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書(案)	埋蔵文化財	7	5	(1)	エ					「周知の埋蔵文化財包蔵地があり、文化財保護法に基づき必要な手続は、、、」と記載ありますが、試掘調査は既に完了済みであり、改めて事業者が行う手続は必要でしょうか。また、「事業者の責任及び費用負担により行う」と記載がありますが、費用負担とは何を想定されているか、ご教示下さい。	手続は必要となります。 試掘調査では埋蔵文化財の分布は確認されていませんが、事業用地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、文化財保護法第93条第1項による届出が必要で、事業者の責任及び費用負担により行うものとなります。 なお、同条第2項に従い本市教育委員会の指導に従っていただく必要があります。 また、埋蔵文化財包蔵地外での工事時に埋蔵文化財が新たに不時発見された場合は、同法第96条第1項による届出が別途必要となります。 詳細については、関係部署(文化財保護課)にお問い合わせください。
10	要求水準書(案)	埋蔵文化財	7	5	(1)	エ					「文化財保護法に基づき必要な手続は、事業者の責任及び費用負担により行う。」とありますが、試掘調査(既に完了済み)にて埋蔵文化財は出土していないとの理解で宜しいでしょうか。	試掘調査では埋蔵文化財の分布は確認されていません。 ただし、事業用地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、文化財保護法第93条第1項による届出が必要であり、同条第2項に従い本市教育委員会の指導に従っていただく必要があります。 「事業者の責任及び費用負担により行う」とは、当該届出については、本事業の事業範囲としていることを指すものです。届出に係る詳細については、関係部署(文化財保護課)へ確認を行ってください。 なお、埋蔵文化財包蔵地外での工事時に埋蔵文化財が新たに不時発見された場合は、同法第96条第1項による届出が別途必要となります。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
11	要求水準書(案)	埋蔵文化財	7	5	(1)	工					南部では本発掘調査を実施するとのことですが、北部は本発掘調査不要という認識で宜しいでしょうか。ご教示ください。	試掘調査では埋蔵文化財の分布は確認されなかったため、本発掘調査の予定はありません。ただし、事業用地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、文化財保護法第93条第1項による届出が必要であり、同条第2項に従い本市教育委員会の指導に従っていただく必要があります。届出に係る詳細については、関係部署(文化財保護課)へ確認を行ってください。
12	要求水準書(案)	土壌調査	7	5	(1)	オ					「土壌汚染対策法第4条第3項に係る特定有害物質の使用履歴は確認されていない。」とのことですが、提案にあたり土壌汚染対策を見込む必要はないと考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	現在、市では入札公告に向けて、事業者の負担とならないようさらなる調査や調整に取り組んでいます。なお、事業者負担による土壌汚染対策は想定していません。
13	要求水準書(案)	その他	8	5	(1)	カ	(ア)				「事業用地外に存する屋内運動場等については、令和7年度末まで、他の高等学校の生徒等が使用する予定・…」と記載がありますが、他の高等学校の生徒等が通行を想定しているルートをご教示下さい。	施設整備期間中については、市所有地は事業用地のみであり、生徒等は、事業用地外である校舎側を通行することを想定しています。詳細については、工事計画に当たり協議とします。
14	要求水準書(案)	その他	8	5	(1)	カ	(ア)				「令和7年度末まで、他の高等学校の生徒等が使用する予定であるため、工事車両等通行時には、特に配慮する」とあります。既存建物・工作物等の解体工事において、想定されている解体工事のステップ図などお示しいただくことは可能でしょうか。	本事業における解体工事業務の工期・工程等については、事業者の提案となります。なお、事業用地外の校舎等については、(仮称)北部学校給食センターの完成後、神奈川県による解体工事を予定しています。
15	要求水準書(案)	その他	8	5	(1)	カ	(ウ)				「高校跡地は、現在、広域避難場所に指定されており、本施設の整備に合わせて指定を解除することになるため、本事業の工事着工時期の決定等に当たり、事業者は市に協力する」と記載がありますが、想定している協力内容をご教示下さい。	工事の着手に合わせて、広域避難場所の指定解除日を決定することを想定しており、新たな広域避難場所の選定や地域住民への周知に時間を要するため、工事着手時期を早めに報告いただくこと等を想定しています。
16	要求水準書(案)	その他	8	5	(1)	カ	(ウ)				「広域避難場所」とありますが、どのような協議が想定されるか、広域避難場所における過去の協議内容等、ご提示いただけないでしょうか。協議の上、設計変更が必要な場合はその費用は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	工事の着手に合わせて、広域避難場所の指定解除日を決定することを想定しており、新たな広域避難場所の選定や地域住民への周知に時間を要するため、工事着手時期を早めに報告いただくこと等を想定しています。
17	要求水準書(案)	その他	8	5	(1)	カ	(ウ)				「本事業の工事着工時期の決定等に当たり、事業者は市に協力する」とありますが、具体的に何に協力すればよろしいでしょうか。	工事の着手に合わせて、広域避難場所の指定解除日を決定することを想定しており、新たな広域避難場所の選定や地域住民への周知に時間を要するため、工事着手時期を早めに報告いただくこと等を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
18	要求水準書(案)	施設の稼働日数等	8	5	(2)						配送校の稼働日数は、令和4年度平均回数：171日とありますが、新センター稼働後は185日との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要求水準書(案)	供給能力	8	5	(3)	イ	(ア)				施設が備えるべきアレルギー対応食の調理能力について、最大調理能力の1.5%となる120食を最大調理能力とする、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書(案)	供給能力	8	5	(3)	イ	(イ)				1クラス当たりの最大食数をご提示ください。	生徒、教職員を合わせ、1クラス最大42名を想定しています。
21	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(イ)				職員室分として1校1学級分を想定しているとありますが、表「配送校及び令和5年度現在の生徒数、学級数及び職員数」の通常学級の学級数に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	職員室分については、表「配送校及び令和5年度現在の生徒数、学級数及び職員数」の通常学級数には含まれていません。要求水準書(案)を修正します。
22	要求水準書(案)	供給能力	8	5	(3)	イ	(イ)				表に示されている生徒数、学級数、職員数は、事業期間数の最大値と考えてよろしいでしょうか。異なるようでしたら、最大値をご提示ください。	追加公表の参考資料6「学校別生徒数等一覧」をご確認ください。
23	要求水準書(案)	供給能力	8	5	(3)	イ	(イ)				変動費を試算する上で、事業期間中各年度毎(令和8年度～令和23年度)の喫食者数(生徒+職員)、提供クラス数をお示し下さい。	追加公表の参考資料6「学校別生徒数等一覧」をご確認ください。
24	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(ウ)				「生徒数の減少により、事業期間を通じて食数は減少する想定である。また、学校再編により、配送校が減少することも想定される。このため、市は本施設の調理能力を超えない範囲で、事業期間を通じて小学校を含む配送校の追加・変更を行うことを想定している。」と記載がありますが、小学校の食器は中学校と同じ物を想定していますか？	食数減少に伴う余剰能力を活用することを想定しているため、中学校と同じ食器を想定しています。
25	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(ウ)				「津久井地区・城山地区の給食センターの再編」と記載がありますが、配送車の台数に影響がない程度の再編という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(ウ)				「市は本施設の調理能力を超えない範囲で、事業期間を通じて小学校を含む配送校の追加・変更を行うことを想定している。なお、追加・変更に当たっては、コンテナ数等の追加等を要さない範囲を原則とする。ただし、配送校の増加に対応するための施設側での対応(コンテナ保管庫設置スペースの確保や予備配管の整備等)については、事業者の提案も可能とする。」とありますが、現状の想定があればご提示下さい。また、コンテナ数及び配送車・配置人員が増となった場合は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	現時点における具体的な想定はありません。また、市の要請による配送校数や給食数増加に伴い、事業者が生じた増加費用の負担については、市の負担とします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
27	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(ウ)				配送校の追加等に際し、提案段階での配送計画の変更に伴って配送車両・配送員が増大した場合、補填のための事業費は費市負担として頂けますようお願い致します。	市の要請による配送校数や給食数増加に伴い、事業者が生じた増加費用の負担については、市の負担とします。
28	要求水準書(案)	献立内容	9	5	(3)	ウ	(ア)				リクエスト給食や提案献立等の提供を行うとありますが、提供食数や実施頻度、実施内容等の詳細をご教授ください。	リクエスト給食及び提案献立等の提供食数については、1献立分(4,000食程度)を想定しています。 リクエスト給食は、生徒にアンケートを取るなどし、人気の高いメニューを料理単位で提供します。実施頻度については、未定です。 提案献立は、生徒が考案した献立を1食分単位で選択し、提供します。実施頻度については、月2~3回程度の予定です。
29	要求水準書(案)	献立数等	9	5	(3)	ウ	(イ)	a			「A献立とB献立の2献立とする。」とありますが、A・B献立とも揚げ物、もしくはA・B献立とも焼物の提供はありますでしょうか。	参考資料8「想定献立一覧」をご確認ください。
30	要求水準書(案)	献立数等	9	5	(3)	ウ	(イ)	a			「A献立とB献立の2献立とする。」とありますが、食数の割り振りはA献立4,000食、B献立4,000食と考えてよろしいでしょうか。	1献立あたり4,000食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
31	要求水準書(案)	献立数等	9	5	(3)	ウ	(イ)	a			「A献立とB献立の2献立」とあり、2献立の食数の内訳は、基本的には半数ずつだと思いますが、学校単位のため、完全に半数とはならないと思いますので、調理能力算出上の片コースの最大食数をお示しください。	1献立あたり4,000食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
32	要求水準書(案)	献立数等	9	5	(3)	ウ	(イ)	a			A・B献立の対象校の振り分けの想定はありますでしょうか。また、1献立あたりの最大食数は4,000食と想定してよろしいでしょうか。	1献立あたり4,000食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
33	要求水準書(案)	献立数等	9	5	(3)	ウ	(イ)	a			献立数については、2献立と記載がありますが、食数に対する割合は、1:1との理解でよろしいでしょうか。	1献立あたり4,000食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
34	要求水準書(案)	手作り調理について	9	5	(3)	エ	(エ)				揚げ物や焼き物の下味付、衣付けといった主菜の手作り調理については、2献立中の1献立(4,000食)分のみ対応するとの理解でよろしいでしょうか。	揚げ物や焼き物の下味付けについては、2献立分行うことも想定しています。 詳細については、参考資料8「想定献立一覧」及び参考資料9「調理指示書例」をご確認ください。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
35	要求水準書(案)	アレルギー対応食	10	5	(3)	オ	(ウ)			アレルギー除去食は4品目の全除去1パターンの調理という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書(案)	アレルギー対応食	10	5	(3)	オ	(エ)			「1回の献立で複数の料理に同一アレルギーが入らないように考慮する」とありますが、A献立で1品、B献立で1品の最大2品対応できる能力を備えるといった認識でよろしいでしょうか。	例えば、A献立で卵を使用する料理が2品にならないよう考慮するという意味です。A献立の1品に卵、1品にえびを使用する可能性はあるため、必ずしもアレルギー対応食がA献立で1品、B献立で1品と限定されることはありません。なお、例えば、アレルギー対応食がA献立で2品、B献立で1品となる場合においても、アレルギー対応食の最大調理能力を超えることはありません。
37	要求水準書(案)	アレルギー対応食	10	5	(3)	オ	(エ)			「市は、献立作成に当たり、1回の献立で複数の料理に同一アレルギーが入らないように考慮する」とありますが、これは、1コースあたりの除去食の提供品数は1品のみということでしょうか。	例えば、A献立で卵を使用する料理が2品にならないよう考慮するという意味です。A献立の1品に卵、1品にえびを使用する可能性はあるため、必ずしもアレルギー対応食がA献立で1品、B献立で1品と限定されることはありません。なお、例えば、アレルギー対応食がA献立で2品、B献立で1品となる場合においても、アレルギー対応食の最大調理能力を超えることはありません。
38	要求水準書(案)	アレルギー対応食	10	5	(3)	オ	(エ)			1回の献立の中で除去食は1品のみ調理するとの理解でよろしいでしょうか。(A献立・B献立をあわせると1日あたり最大2品)	例えば、A献立で卵を使用する料理が2品にならないよう考慮するという意味です。A献立の1品に卵、1品にえびを使用する可能性はあるため、必ずしもアレルギー対応食がA献立で1品、B献立で1品と限定されることはありません。なお、例えば、アレルギー対応食がA献立で2品、B献立で1品となる場合においても、アレルギー対応食の最大調理能力を超えることはありません。
39	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(イ)			ミキサーに適さない食材について、現在把握されているものをお示しください。また一日最大何品を想定しているかをご教示ください。	ミキサーの性能や生徒の個別事情により異なりますが、アーモンドやごぼう、小魚、魚の皮、海藻等が適さないことがあります。また、1献立あたり主食+副食3品を1セットとし、一日最大8品を想定しています。
40	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(イ)			ミキサーには、調理が完了した通常食を投入して加工、再加熱後に配缶という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
41	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(ウ)				アレルギー対応食のミキサー食も提供するとありますが、アレルギー食のミキサー対応は5食/日に含まれるのでしょうか。	アレルギー食のミキサー対応については、5食/日程度に含まれますが、ミキサー対応の児童が増加傾向にあることから、要求水準書(案)を10食/日に修正します。
42	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(ウ)				ミキサーには、調理が完了したアレルギー対応食を投入して加工、再加熱後に配缶という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書(案)	給食提供開始日	10	5	(3)	キ					【意見】 開業見込みの12月1日は火曜日のため、前日までのデリバリー給食提供が終わってからPFI給食の実施まで時間がないため、連休明けや長期休暇明けにされた方が、スムーズな供用開始が可能になると思います。 ご検討ください。	ご意見を参考とさせていただきます。
44	要求水準書(案)	給食提供開始日	10	5	(3)	キ					給食提供開始日が「令和8年12月1日(見込)」と記載がありますが、設計及び建設のスケジュールが後る倒しになることはないという認識でよろしいでしょうか。 また、供用開始日が変更になる場合の増加費用は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	現時点で変更は予定しておりませんが、令和6年度以降労働基準法改正の影響等も見極めながら必要に応じて、契約後も協議を行います。
45	要求水準書(案)	総則	11	1							給食センター本体の着工日は、杭工事着工日との理解で宜しいでしょうか。	着工日の指定はありません。 法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
46	要求水準書(案)	総則	11	1	(10)						学校配膳室等改修業務が「事業者が必要と判断する場合に限る」とありますが、改修内容を統一した方が平等な選定になり、運用後も安全、安心な給食提供に繋がります。各校の改修箇所を各事業者提案とするのではなく、修繕箇所をご指示いただきたいです。 またグループ決定後に再度見学は可能ですか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。 また、現地見学会(配送校)についても、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
47	要求水準書(案)	持続可能な運営	11	2	(1)	ウ	(ア)				部分的な室用途変更等に対応可能とありますが、諸室計画に影響するため、将来的に用途変更を想定している具体的な室があればご教授ください。	現時点においては、用途や規模等の変更について、具体的な想定はありません。
48	要求水準書(案)	防災力の向上	11	2	(1)	エ	(ア)				「8,000食対応の炊飯設備とともに、8,000食を3日以上貯米できる倉庫等、災害時の炊き出しに必要な施設を整備する。」とありますがこの倉庫は防災倉庫のことを示すのでしょうか。防災倉庫であれば3日分のお米はアルファ化米でしょうか。この備蓄米は市側で準備するとの理解でよろしいでしょうか。	米は、平時からローリングストックとすることとしています。このため、「貯米できる倉庫等」については、「8,000食を3日以上」の量の米が保管可能な性能を求めるものです。また、アルファ化米ではなく、市が食材調達業務の中で調達します。
49	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				発災後の炊出し補完事業について、ライフライン停止時の調理は平時と同様に施設内調理エリアでの調理及び衛生管理が求められる想定と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	本施設内の一定の安全性・衛生性等が確保できる状況であれば、平時と同様の対応を求めることを想定しています。ただし、災害時の状況に応じ、衛生・機能・安全面等に配慮した対応となります。
50	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				「発災後72時間以降に炊き出しを行う避難所の補完機能を有する施設として、ライフライン停止時においても、8,000食の米飯、汁物の調理が最低でも1回は可能な施設とする」とありますが、8,000食分を何日間で提供することを目安とされているのかお示し下さい。	1日当たりの実際の炊き出しの食数・提供期間等については、避難状況等に応じて決定することを想定しています。
51	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				「ライフライン停止時においても、8,000食の米飯、汁物の調理が最低でも1回は可能な施設とする。」と記載がありますが、1日に最低でも1回稼働させるという認識でよろしいでしょうか。	1日当たりの実際の炊き出しの食数・提供期間等については、避難状況等に応じて決定することを想定しています。このため、稼働日数については指定していませんが、8,000食分の炊き出しを最低でも1回可能とすることを求めるものです。
52	要求水準書(案)	環境負荷の低減	12	2	(1)	オ	(ア)				「...ZEB認証(ZEB Ready以上)を取得する。」とありますが、取得に向け具体的に事業者の方で行う必要がある業務内容をご教示下さい。	ZEB認証(ZEB Ready以上)取得に係る所要の申請料(申請料含む)等を含め、全て事業範囲になります。
53	要求水準書(案)	その他	12	2	(1)	カ	(イ)				近年の光熱水費の急激な高騰がPFI事業へ与える影響等への配慮から、最近実施方針が公表された案件では、光熱水費等を公共側にご負担いただくケースが増えてきているとお見受けします。本案件についても貴市の負担としていただけないでしょうか。ご検討のほどお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
54	要求水準書(案)	費用の負担	37	1	(11)						近年の光熱水費の急激な高騰がPFI事業へ与える影響等への配慮から、最近実施方針が公表された案件では、光熱水費等を公共側にご負担いただくケースが増えてきているとお見受けします。本案件についても貴市の負担としていただけないでしょうか。ご検討のほどお願いいたします。	原案のとおりとします。 なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。
55	要求水準書(案)	光熱水費	12	2	(1)	カ	(イ)				昨今の予測不能な物価上昇による光熱水費の上昇は事業者にとってリスクが大きい為、維持管理・運営期間の光熱水費は市の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。
56	要求水準書(案)	業務内容	2	4	(2)	ア	(ウ)	a			光熱水費負担につきましては自治体の負担として頂くことをご検討頂けますようお願い致します。光熱水の使用量に関しては、事業者側の不可抗力による部分でも増大してまいります。例えば納品された葉物野菜に虫や異物等が多く付着していた場合、通常より多く洗浄を行う必要があり水を多く使用しますが、この場合事業者側では管理できないリスクとなります。また使用料金に関しては、昨今の公共料金の値上げなど想定できない上昇があり、15年後の光熱水費の予測は困難です。そのため事業者としては余裕を持った金額で試算しなくてはならず、事業費の高騰が予測されます。自治体側で前年度を踏まえて毎年予算を取って頂いた方が財政負担も軽減できると考えます。	原案のとおりとします。 なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。
57	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a			表「主要諸室・ゾーン等の区域区分」に会議室がありますが、外来者の利用を想定したものでしょうか。またその場合の対象人数は何人でしょうか。	一般市民を含む本事業関係者以外の利用は想定していません。
58	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a			主要諸室・ゾーン等の区域区分について、給食エリアの必要諸室をお示しください。	要求水準書(案)施設内ゾーニング計画、主要諸室・ゾーン等の概要を踏まえ、事業者の提案に委ねます。
59	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a			「表 主要諸室・ゾーン等の区域区分」以外に、必要諸室リストがございません。表に記載がない調理室諸室は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。また、事業者が運営方法の工夫等で兼用できると判断した諸室は兼用しても宜しいでしょうか。	表に記載のない諸室については、お見込みのとおりです。また、諸室の兼用については、要求水準書(案)施設内ゾーニング計画、主要諸室・ゾーン等の概要及び学校給食衛生管理基準等を遵守することを前提に事業者の提案に委ねます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
60	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a		施設規模や諸室規模に関する要求の記載があまりありませんが、要求水準書にある機能を満足する前提で、各規模は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
61	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a		主要諸室・ゾーン等の区域区分に記載のある会議室について、一般への貸出も想定した提案としても宜しいでしょうか。想定している使用方法についてご教示ください。	一般市民を含む本事業関係者以外の利用は想定していません。
62	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	h		「障害者の雇用に配慮した環境整備を行う。」とありますが、調理員としての雇用に想定していますでしょうか。	運営業務における業務従事者の要件等は、要求水準書(案)運営業務に関する要求水準に記載のとおりです。なお、市の想定はありません。
63	要求水準書(案)	内部仕上げ	14	2	(2)	イ	(ウ)	c	(a)、(b)	「床」とありますが、(a)、(b)にて規定する床の範囲をご教示願います。	給食エリア「汚染作業区域」、「非汚染作業区域」の範囲内の諸室の床とします。
64	要求水準書(案)	内部仕上げ	14	2	(2)	イ	(ウ)	c	(b)	「～床は水洗いできる構造とし、排水が～」とあります。本施設はドライシステムを原則としているため防水工事(アスファルト防水等)は不要とし、床面はフラットで厨房用の耐水性のある床仕上げとすることで宜しいでしょうか。	防水工事の有無については、事業者の判断に委ねます。また、床仕上げについては、要求水準書(案)仕上げ計画 内部仕上げのとおりとします。
65	要求水準書(案)	内部仕上げ	14	2	(2)	イ	(ウ)	c	(d)	「給食エリアの各作業区域の内壁と床面の境界には、アールを設け清掃及び洗浄が容易に行える構造～」とありますが、入隅のアール加工寸法の指定がございましたら、ご教示ください。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
66	要求水準書(案)	内部仕上げ	14	2	(2)	イ	(ウ)	c	(g)	「衛生上配慮すべき箇所の開口部については、遮光型のパネル～」とありますが、当該箇所が建築及び消防法令上、遮光型のパネルの使用ができない場合は型ガラス等の対応で宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
67	要求水準書(案)	室内空気	14	2	(2)	イ	(ウ)	d	(b)	濃度測定を実施する際、施設整備にて設置する以外の什器・備品(食器、食缶、事務機器等)がない状態で宜しいでしょうか。什器・備品を含める必要がある場合は、確認申請等の確認済証発効後等でないと搬入できないので、測定時期が引き渡し後となります。	建物完成時に各測定物質濃度が基準値以下であることを確認してください。なお、什器、備品等を設置後に各測定物質濃度が基準値を超える恐れがある場合は、再度の確認を実施してください。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
68	要求水準書(案)	建物敷地境界	15	2	(2)	イ	(工)	b	(c)	「敷地内通路からの直接の侵入を防ぐためのフェンス、植栽及び門扉等を設置する。」とありますが、敷地境界だけでなく、建物の周囲もフェンス等で囲むという理解でよろしいでしょうか。	誤記のため、当該記述を削除します。
69	要求水準書(案)	建物敷地境界	15	2	(2)	イ	(工)	b	(c)	敷地内通路からの直接の進入を防ぐ対策は、外部からの進入を防ぐ敷地境界沿いのフェンス、出入口部の門扉とは別に構内通路に設置する意図でしょうか。ご教示ください。	誤記のため、当該記述を削除します。
70	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(c)	「来客用駐車場(公用車駐車場兼用)6台以上を確保する。」とありますが、現状わかる範囲で、公用車の予定台数をご教示ください。	常時駐車をする公用車としては2台程度を想定しています。
71	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(d)	「～事業者は「相模原市市有財産条例」の規定に基づき使用料を市に納める。」とありますが、相模原市HPから条例及び使用料を確認することができませんでしたので、1台当たりの使用料をお示し頂けないでしょうか。	「相模原市市有財産条例」については、相模原市ホームページにて、「条例・規則」のページから検索して確認が可能です。 原則として、敷地内への通勤用自動車の駐車は不可としますが、近隣の民間駐車場等の確保が困難である場合等の使用料については、入札説明書等の公表時にお示しします。 なお、配送車両の駐車については、業務範囲内のため、使用料は発生しません。
72	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(d)	1台あたりの事業者用駐車代金/年間をご教示お願い致します。	原則として、敷地内への通勤用自動車の駐車は不可としますが、近隣の民間駐車場等の確保が困難である場合等の使用料については、入札説明書等の公表時にお示しします。 なお、配送車両の駐車については、業務範囲内のため、使用料は発生しません。
73	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(d)	「事業者用駐車場の台数は事業者の提案による。(敷地内に駐車場を設ける場合、事業者は「相模原市市有財産条例」の規定に基づき使用料を市に納める。)」とありますが、運営業務の配送及び回収業務にて使用する配送車両を事業用地内に車庫として駐車する場合は、一連の業務に必要な配送車両のため、「相模原市市有財産条例」の規定に基づく使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(e)	駐輪場の台数に指定や目安はありますか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	イ	(ア)	a	(a)		
75	要求水準書(案)	屋外照明	15	2	(2)	イ	(工)	e	(b)	「本施設の夜間使用にも配慮した外部照明」とありますが、夜間使用とはどの程度の使用を想定すればよろしいでしょうか？	周辺環境の保安等の観点から、契約後に市と事業者の協議により決定するものとします。
76	要求水準書(案)	配送車用車庫	15	2	(2)	イ	(工)	f		「配送車両用車庫」と記載がありますが、配送口・回収口の庇下を駐車スペースにするなど車庫を設けるかは事業者の提案でもよろしいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
77	要求水準書(案)	配送車両車庫	15	2	(2)	イ	(工)	f		「配送車両の車庫及び洗車スペースの設置は、事業者の提案による。」とありますが、配送車両を事業用地内に整備した車庫に駐車する場合は、一連の業務に必要な配送車両のため、「相模原市市有財産条例」の規定に基づく使用料は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	要求水準書(案)	配送及び回収業務	52	2	(2)	イ	(工)	f		車庫登録に必要となる為、給食センターの住所を登録住所としてよろしいでしょうか。	各種法令上の要件や本件要求水準を満たしていること、行政における手続を問題なく処理できることを前提に、原則可能とします。契約後の設計時に車両の保管場所等を市と協議願います。
79	要求水準書(案)	構造計画の考え方	15	2	(2)	イ	(オ)	a		建物の構造、階数、延床面積については、特に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
80	要求水準書(案)	施設の性能	15	2	(2)	イ	(オ)	b		「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」とありますが、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説令和3年度版」との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等の公表時の最新版とします。
81	要求水準書(案)	電気設備-一般事項	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(a)	「デジタル配信～」とありますが、市のインターネットを使用して外部のネットワークに接続することは、セキュリティ上可能との理解で宜しいでしょうか。	市のネットワークを活用し配信することはできません。
82	要求水準書(案)	電気設備-一般事項	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(a)	「デジタル配信の活用等による新しい食育を推進～」とありますが、効果的なシステムの提案のため、想定される具体的な活用方法について、ご教示頂けないでしょうか。	動画配信やライブ配信、オンライン会議等の活用を想定しています。また、SNS等での情報発信についても検討しています。
83	要求水準書(案)	電灯・コンセント設備	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(b)	「照明スイッチは、省エネルギーに配慮したゾーニングを行う。」との記載がございましたが、スイッチを設置する場所についてのゾーニングのことでしょうか。	照明器具の配置等について、省エネルギーに配慮したゾーニングを行うという趣旨です。要求水準書(案)を修正します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
84	要求水準書(案)	電源設備	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(c)	自家発電設備の発電容量の選定について、停電時に稼働させる設備について、相模原市さまからどの機器を稼働させるのかご提示いただけるのでしょうか。あるいはそれも含めて事業者の提案に任せるのでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
85	要求水準書(案)	電源設備	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(c)	「最低限の事務作業に必要な保安用自家発電設備を設置する。」とありますが、最低限の事務作業とはどの程度のことを想定していますでしょうか。	パソコン、事務室の照明(一部使用)、トイレの一部使用等を想定しています。
86	要求水準書(案)	通信・情報設備	17	2	(2)	イ	(カ)	a	(d)	「食育の一環として、調理状況の録画データを活用することを想定している。」とありますが、事業者はデータの提供のみで、編集作業は市で行っていただくと考えて宜しいでしょうか。	編集作業等については、基本的に市が行います。なお、データ提供以外の取組等について、食育への活用に係る事業者の提案を妨げるものではありません。
87	要求水準書(案)	換気・空調設備	18	2	(2)	イ	(カ)	b	(b)	「～床下ピットにも換気扇を設ける。」とあります。床下ピット形状に合わせて窒息防止が図られる程度のものを設置すれば宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
88	要求水準書(案)	衛生設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(f)	「ごみ箱」も直接手指を触れることのないよう、自動式等に対応させる必要はございますでしょうか。	給食エリアのごみ箱については、衛生管理上、直接手指を触れることのないよう、自動式、ペダル式等に対応したものとします。
89	要求水準書(案)	その他	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(i)	「給排気口及び排水側溝、空調ドレンに適切な格子幅のSUS製防虫ネットを備えるなど～」とありますが、設置場所によっては清掃が困難な場所にあることも想定されます。フィルター等の他の防虫対策を行えば、防虫ネット以外に変更は可能でしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
90	要求水準書(案)	その他	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(i)	「事業者用玄関の出入口は、二重扉とし、…」とありますが、来客・市職員用玄関は二重扉にしなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。尚、二重扉とは「風除室を設ける」という理解でよろしいでしょうか。	来客・市職員用については、要求水準書(案)に記載のとおり、出入口は害虫等の侵入を防止できる構造としてください。事業者用玄関については、お見込みのとおりです。
91	要求水準書(案)	手作り調理について	20	2	(3)	イ	(ア)	c		ルウ等調理用のガス釜を2台以上設置するとありますが、釜の設置室については事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
92	要求水準書(案)	手作り調理について	20	2	(3)	イ	(ア)	c		「～LPガスを原則とし、災害時のインフラ停止時であっても使用可能な設備とする。」とありますが、災害に伴い商用電力が停止してしまうと、当該調理機器への着火用電力及び調理室内の照明、換気設備が停止してしまいます。これらを可動させるために非常用発電の負荷として追加が必要な場合、どの程度見込めば宜しいでしょうか。	商用電力の停電対策として、炊飯設備の運転など、炊き出し及び配送等の業務に加え、最低限の事務作業に必要な保安用自家発電設備を設置することとしています。
93	要求水準書(案)	炊飯設備について	20	2	(3)	イ	(エ)	b		「～LPガスを原則とし、災害時のインフラ停止時であっても使用可能な設備とする。」とありますが、災害に伴い商用電力が停止してしまうと、当該調理機器への着火用電力及び調理室内の照明、換気設備が停止してしまいます。これらを可動させるために非常用発電の負荷として追加が必要な場合、どの程度見込めば宜しいでしょうか。	商用電力の停電対策として、炊飯設備の運転など、炊き出し及び配送等の業務に加え、最低限の事務作業に必要な保安用自家発電設備を設置することとしています。
94	要求水準書(案)	食材の取扱いについて	20	2	(3)	イ	(オ)	c		液卵の入荷状態は、冷蔵でしょうか。冷凍でしょうか。	液卵の入荷状態については、冷凍を想定しています。
95	要求水準書(案)	食材の取扱いについて	20	2	(3)	イ	(オ)	e		一部の地場野菜を泥付きで納品することですが、具体的な食材、1食当たりの使用想定量をご教授ください。	泥付きで入荷される食材は、ごぼう、里芋を想定しています。生産者の方に一定程度の泥は落としていただく予定ですが、完全に取り除くことが困難なため、記載しています。1食当たりの使用想定量は、ごぼう10～20g/人、里芋30～50g/人程度です。
96	要求水準書(案)	食材の取扱いについて	20	2	(3)	イ	(オ)	e		泥付きで入荷される食材の種類をご提示ください。	泥付きで入荷される食材は、ごぼう、里芋を想定しています。生産者の方に一定程度の泥は落としていただく予定ですが、完全に取り除くことが困難なため、記載しています。
97	要求水準書(案)	食品の保管について	20	2	(3)	イ	(カ)	a		「調味料、乾物、缶詰、レトルト及び添物等を食材ごとに適切な温度・湿度で保管するための適切な広さ・設備を備える。」とありますが、ジャム等の添物の納品としては、給食センターのどちらからの納品をご想定されておりますでしょうか。	添物の納品については、調味料や乾物等と同様の納品口からの納品を想定していますが、衛生面や作業面から専用の納品口を設ける提案を妨げるものではありません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
98	要求水準書(案)	食品の保管について	20	2	(3)	イ	(カ)	a		「調味料、乾物、缶詰、レトルト及び添物等を食材ごとに適切な温度・湿度で保管するための適切な広さ・設備を備える」とありますが、保管スペース検討のため、献立を問わず使用する基本調味料の最大ストック量(=必要保管容量)をお示しください。 また、献立によって入荷される常温品は、使用の都度入荷されるという理解でよろしいでしょうか。	基本ストック量は、1.8リットルペットボトル等60本、1kg袋20袋程度を想定しています。 また、常温品の納品については、使用の都度ではないため、要求水準書(案)を修正します。
99	要求水準書(案)	食品の保管について	20	2	(3)	イ	(カ)	a		「添物等を食材ごとに適切な温度・湿度で保管」とありますが、調理をしないふりかけやジャムなどの添物で、常温以外の冷蔵、冷凍温度帯での保管が必要な食材はありますか。ある場合、最大保管量をお示しください。	添物については、型抜きチーズ等の冷蔵品や冷凍もも等の冷凍品の食材も想定しています。 最大保管量については、最大食数分(8,000食)とします。
100	要求水準書(案)	食品の保管について	20	2	(3)	イ	(カ)	a		調理をしないふりかけやジャムなどの添物の入荷は、他食材と同様に、前日に通常の食材入荷口から入荷でよろしいでしょうか。また、保管や仕分け作業を行う場所は、事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	添物の納品については、調味料や乾物等と同様の納品口からの納品を想定していますが、衛生面や作業面から専用の納品口を設ける提案を妨げるものではありません。 また、保管や仕分け作業を行う場所についても、事業者の提案に委ねます。
101	要求水準書(案)	応急給食の備蓄場所	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(b)	「応急給食の備蓄は、「a 給食食材の保管」と兼ねることも可能」とありますが、兼ねない場合の保管場所は、事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	「主食(米)については、平時からローリングストックとし、これに必要な貯米庫等を設ける」とありますが、ローリングストック分を含めた最大保管量はどの程度になりますか。	ローリングストックを3日分、米の納品頻度が週2回程度と想定されることから、8,000食×6回分が最大保管量となります。
103	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	「応急給食は、3日分の副食(レトルトカレー等)とし、備蓄に必要な広さ・設備を整備する。主食(米)については、平時からローリングストックとし、これに必要な貯米庫等を設ける。」とありますが、8,000食×3日分との理解でよろしいでしょうか？ また、レトルトカレーの収容ダンボール箱の大きさや1箱に何個入りなのか？ご提示いただけないでしょうか。主食(米)のローリングストックについて、炊飯生米8,000食を3日分、貯米タンクに収容という理解でよろしいでしょうか。	応急給食用食材を活用し、米飯、副食の炊き出し調理を行うことを想定しています。 なお、「8,000食を3日以上」の量の米が「貯米できる倉庫等」の整備を要求水準として定めています。これに加え、応急給食用食材として米は、平時からローリングストックとし、これに必要な貯米庫等を設けることとしています。 また、副食については、応急給食用食材である3日分のレトルトカレー等の使用を想定しており、430×290×170mm程度の段ボール、1箱40個入を約600個程度備蓄することを想定しています。
104	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	スペースを確保する上で、予備食の保管食数、予備食の大きさ、種類をご教示お願い致します。	応急給食の保管食数については、8,000食×3日分とし、サイズは430×290×170mm程度の段ボールが約600個、種類はレトルトカレー等を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
105	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	予備食と応急給食の備蓄は一緒との理解でよろしいでしょうか。また3日分は8,000食×3日分=24,000食との理解でよろしいでしょうか。副食の1つの大きさをご教示お願い致します。	予備食と応急給食は同一です。なお、応急給食の保管食数については、8,000食×3日分とし、サイズは430×290×170mm程度の段ボールが約600個、種類はレトルトカレー等を想定しています。	
106	要求水準書(案)	残さの処理	53	7	(1)	エ				「残さは、飼料化等により再利用する計画とする」とありますが、飼料としての引き取り先は市が協議していただけるのでしょうか。	残さの飼料化等の再生利用については、全て事業者の業務範囲とします。なお、本市では既存給食施設の一部において、市内事業者における残さの飼料化を実施しており、SDGs教育につなげています。	
107	要求水準書(案)	その他	21	2	(3)	イ	(キ)	b		トイレ(調理員専用)は、事業者用トイレと兼用しても宜しいでしょうか。	表「主要諸室・ゾーン等の区域区分」のとおりとし、給食エリアに調理員専用トイレを設けることを必須とします。	
108	要求水準書(案)	市職員用事務室	21	2	(3)	ウ	(ア)	a	(d)	給湯室は壁で区画せず、使い勝手を考慮し、壁で区画しないコーナーとしても宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。	
109	要求水準書(案)	市職員用事務室	21	2	(3)	ウ	(ア)	a	(g)	要求水準書P17には「市職員用事務室に設ける電話及びFAXの回線数は2回線」と記載がありますが、要求水準書P21には「多機能電話機が4台」と記載がございます。回線数と個数が合いませんが、問題ないでしょうか。	多機能電話4台については、ひとつの電話番号にて使用する想定であるため、原案のとおりとします。	
110	要求水準書(案)	市職員用更衣室	22	2	(3)	ウ	(ア)	b	(c)	市職員用更衣室の市使用の備品として、洗濯乾燥機2台がございますが、洗濯機と乾燥機を各2台設置でも宜しいでしょうか。	問題ありません。	
111	要求水準書(案)	防災備蓄倉庫	22	2	(3)	ウ	(ア)	c		「(a)30㎡以上の室を1階に設け・・・」とありますが、防災備蓄倉庫は給食センターと別棟で計画しても宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。	
112	要求水準書(案)	防災備蓄倉庫	22	2	(3)	ウ	(ア)	c		防災備蓄倉庫について、調理施設と独立した建物としてもよろしいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。	
113	要求水準書(案)	来客・市職員用玄関(来場者用受付等)	22	2	(3)	ウ	(ア)	e	(e)	「来訪者対応のため、窓口を設ける。」とありますが、この窓口は市職員用事務室との間に設ける窓口との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
114	要求水準書(案)	トイレ	22	2	(3)	ウ	(ア)	f	(a)	「市職員等が使用するトイレを整備する。」とありますが、来客者も市職員とトイレを兼用も可という理解で宜しいでしょうか。また、来客者の想定される人数がわかればご教示ください。	お見込みのとおりです。なお、(仮称)北部学校給食センターについては、納品業者等の来客を想定しています。
115	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	23	2	(3)	ウ	(イ)	c		資源物置場を別棟とすることは可能でしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
116	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	22	2	(3)	ウ	(イ)	c		資源物置場及び廃棄物置場は、限られた敷地のため、建物と一体とし、資源物・廃棄物室として宜しいでしょうか。	法令等遵守及び資源物・廃棄物の保管・処理に支障のない範囲において、事業者の提案に委ねます。
117	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	23	2	(3)	ウ	(イ)	c	(e)	配送校より回収した洗浄・開封・乾燥済みの牛乳パックの保管場所を別棟とすることは可能でしょうか。	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することに変更するため、保管場所を設ける必要はありません。これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
118	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	23	2	(3)	ウ	(イ)	c	(e)	配送校で洗浄・開封・乾燥済みの牛乳パックの荷姿はどのような形で荷姿1つあたりの収容個数および重さをご教示願えないでしょうか。 (例：90リットル袋に300個程度)	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することに変更するため、保管場所を設ける必要はありません。これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
119	要求水準書(案)	その他の諸室	23	2	(3)	ウ	(イ)	e		整備する学校給食センターには見学機能(2階から調理エリアを見学できるように見学窓を整備する等)を持たせるご想定でしょうか。また、大型バスなどの大型の車両が学校給食センターの敷地内に入場するご想定はありますでしょうか。	(仮称)北部学校給食センターでは、見学者の受入れは想定していません。
120	要求水準書(案)	その他必要諸室	23	2	(3)	ウ	(イ)	e	(b)	「電気室」とありますが、受変電設備は屋外型キュービクルとして宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
121	要求水準書(案)	その他必要諸室	23	2	(3)	ウ	(イ)	e	(b)	その他必要諸室について、ボイラー室を別棟としても宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
122	要求水準書(案)	その他必要諸室	23	2	(3)	ウ	(イ)	e	(b)	その他の必要諸室について、見学については、本事業において、想定されていないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	要求水準書(案)	回転釜	24	2	(4)	イ	(ウ)	a		回転釜を使用する調理品の1日の最大調理品数をお示しください。	回転釜の使用については、汁物や煮物、炒め物の調理の他、炊飯の具の調理や揚げた後の和え調理、焼き物のタレ調理、和え物の和え調理等を含めると最大6品を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
124 要求水準書(案)	回転釜	24	2	(4)	イ	(ウ)	a	(c)	「釜を洗浄して二度調理に使用する2回転調理などがないよう」とのことですが、ここでいう「釜」は煮炊き調理に使用する回転釜のことであり、通常複数回転使用する和え物調理用の釜(ポイル釜および和え釜)は、対象外との理解でよろしいでしょうか。	和え物調理用の釜を整備するかは事業者の提案に委ねます。なお、同一料理において出汁やスープを取る、アク抜きや下茹で、ポイル、炒る、和える等の調理工程は2回転調理に含まれません。	
125 要求水準書(案)	コンテナ洗浄機	24	2	(4)	イ	(エ)	b	(b)	エアブローや加熱などにより、水滴が除去できる機器とありますが、コンテナ洗浄機のみでは確実な水滴除去はできないため、ワイパー等で確実に除去する運用でよろしいですか。	運用方法により、水滴を確実に除去できるのであれば、問題ありません。	
126 要求水準書(案)	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務	25	2	(7)					事業者を申請者とする「確認申請(建築基準法第6条)」との理解で宜しいでしょうか。また、確認申請の場合、指定確認検査機関への申請で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、申請機関については、事業者の提案に委ねます。	
127 要求水準書(案)	基本設計及び実施設計に関する書類の提出	26	2	(7)	イ	(エ)			「基本設計及び実施設計の各終了時には、以下の書類(電子データ化が可能なものについては、電子データを含む。)を提出する。」とありますが、図面のCADデータを提出する場合の、ファイル形式の指定があれば、ご教示ください。	現在本市で使用するJW-CADでの使用に支障のないファイル形式としてください。	
128 要求水準書(案)	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務	26	2	(7)	イ	(エ)	a		基本設計図書に調理設備配置図の要求がありませんが、調理設備リストと整合した配置が必要だと考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。「調理設備リスト」と整合した調理設備の配置については、基本設計図書、または、調理設備リストと合わせてお示しいただく必要があります。要求水準書(案)を修正します。	
129 要求水準書(案)	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務	26	2	(7)	イ	(エ)	a		パース(A3:3カット程度)とありますが、外観2枚、内観1枚程度の想定で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
130	要求水準書(案)	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務	26	2	(7)	イ	(工)	b		実施設計図書に調理設備配置図の要求がありませんが、調理設備リストと整合した配置が必要だと考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。「調理設備リスト」と整合した調理設備の配置については、実施設計図書、または、調理設備リストと合わせてお示しいただく必要があります。要求水準書(案)を修正します。
131	要求水準書(案)	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務	25	2	(7)	イ	(工)	b		昇降機設備及び小荷物専用昇降機を設置する場合、確認申請は工事着手前に昇降機メーカーが申請するため、実施設計完了時の提出資料には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。尚、昇降機及び小荷物専用昇降機の確認申請は昇降機の内装色等を決定した上でメーカーに正式発注をかけないとメーカー側は対応してくれません。	昇降機設備及び小荷物専用昇降機に関する許認可手続書類一式については、実施設計図書としては提出を求めますが、提出時期については契約後の協議とします。
132	要求水準書(案)	提出書類の作成	28	2	(8)	イ	(イ)	a		工事期間中に作成する書類として、(a)機器承諾書、(b)主要資機材一覧、(c)主要工事施工計画書、(d)工事監理報告書とありますが、ここで記載されている(d)工事監理報告書とは、施工者が作成する工事報告書のことでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、「工事監理報告書」とは、工事監理企業が工事監理業務において、事業者(SPC)を通じて工事の監理状況を毎月市に報告するに当たり、作成するものです。施工品質管理方針書に従って、工事の進捗状況、監理状況の記録等を記載するものとし、工事概況及び工事進捗状況について報告する主要報告事項、工事監理状況報告事項、次月の主要監理課題等から構成することを想定しています。
133	要求水準書(案)	工事監理業務の内容	29	2	(9)	ウ	(ウ)			工事監理は常駐監理ではなく、一般監理との理解で宜しいでしょうか。	建築士法第2条第8項に定める工事監理に基づき、要求水準として求める工事監理業務を実施するに当たり、必要な実施形態を採用してください。
134	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			和え物用食缶(7リットル程度)の1学級使用数が2食缶とありますが、1メニューで一度に2食缶使用するメニューをご教示ください。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。
135	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			和え物用食缶が、1学級使用数が2となっておりますが、その両方に蓄冷剤が必要でしょうか。和え物は、2献立での同時提供はないとのことなので、1コース分の数量を調達すればよろしいでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
136	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			アレルギー対応食・ミキサー食用の容器2種類について調達数の記載がありませんが、それぞれ「アレルギー対応食の食数120食(=8,000食×1.5%)+ミキサー食の食数5食」の125個+事業者提案の予備数量を調達すればよろしいでしょうか。	ミキサー食については、料理ごとにミキサーにかけ配膳するため、1日の提供が1人最大4品目となります。調達数については、要求水準書(案)に追記します。
137	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			食缶の調達数量についての記載がありませんが、最大食数に対し、給食提供に支障のない範囲の予備数を確保すれば、具体的な数量については事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	調達数については、要求水準書(案)に追記します。
138	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			提供献立による食缶の最大使用パターン、最小使用パターンをご教授ください。	参考資料8「想定献立一覧」をご確認ください。
139	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			パン箱のサイズ記載がありませんが、サイズ及び仕様については提案者に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
140	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			表「食缶一覧(想定)」に、和え物用食缶の1学級使用数が7リットル×2個となっていますが、2個とも和え物に使用するのでしょうか。またその場合、1人当たりの和え物の喫食量は何グラムでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。
141	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			米飯用食缶は内面フッ素加工とありますが、フッ素樹脂加工は経年劣化で剥離し、異物混入の原因になるため、オールステンレス製食缶でのご提案でもよろしいでしょうか。	あくまでも想定のため、フッ素加工を必須としませんが、生徒の配膳のしやすさ等を考慮しご提案ください。
142	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			「米飯用食缶・内面フッ素加工」と記載がありますが、保温性能が保たれ、清掃・管理に問題がなければ、フッ素加工をしていない食缶をご提案してもよろしいでしょうか。	あくまでも想定のため、フッ素加工を必須としませんが、生徒の配膳のしやすさ等を考慮しご提案ください。
143	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(ア)			和え物用食缶は1学級使用数が2つとなっていますが、参考資料8において和え物の献立は1献立で食缶を2つ使用しているものではありません。参考資料8の想定献立を見ると、食缶の同時使用は最大4点と読み取れますが、同時に配送する食缶も最大4点という認識でよろしいでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。下段については、お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
144	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	29	2	(10)	ア	(イ)			要求されている保温・保冷温度の能力が備わっていれば、蓄冷材の使用はなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す保温・保冷機能を有するものであれば、蓄冷材の使用を必須としません。
145	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	30	2	(10)	ア	(ウ)			食缶のパッキン・クリップは、故障リスク低減のため、液体の献立など必要最低限の食缶に採用しています。米飯用、主菜用、和え物用、パン箱までパッキン・クリップは必要でしょうか。	全ての食缶をパッキン・クリップ付に制限するものではありませんが、児童生徒が階段により教室まで運ぶことを前提に、中身がこぼれないような範囲において、事業者の提案に委ねます。
146	要求水準書(案)	食器・食器カゴ及び食具等	30	2	(10)	イ	(ア)			食器の調達数量についての記載がありませんが、最大食数に対し、給食提供に支障のない範囲の予備数を確保すれば、具体的な数量については事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	調達数については、要求水準書(案)に追記します。
147	要求水準書(案)	食器・食器カゴ及び食具等	30	2	(10)	イ	(ア)			スプーンカゴ、フォークカゴとありますが、コンテナ内で適正に収納できていれば、カゴ以外のものを採用してもよろしいでしょうか。	生徒の配膳及び片づけのしやすさ等を踏まえ、原案のとおりとします。
148	要求水準書(案)	食器・食器カゴ及び食具等	30	2	(10)	イ	(イ)			食缶についてはアレルギー対応食・ミキサー食用を指定して頂いております。使用食器については、「学校給食における食物アレルギー対応指針」にあります通り、食器や調理器具の共用ができることが給食提供になりえるという考えから、通常食と同じ食器を使用するとの理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	要求水準書(案)	食器・食器カゴ及び食具等	30	2	(10)	イ	(ウ)			食器の最小使用パターンをご教授ください。	参考資料8「想定献立一覧」をご確認ください。
150	要求水準書(案)	コンテナ	31	2	(10)	ウ	(ア)			コンテナの外形サイズはW1,520×D850×H1,500程度とありますが、コンテナを配膳棚として使用することに配慮した棚高さであれば、メーカーのコンテナの規格寸法に合わせた高さとしてよろしいでしょうか。	問題ありません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
151	要求水準書(案)	コンテナ	31	2	(10)	ウ	(ア)				北部の配送校でコンテナをエレベーターに載せる学校は無しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
152	要求水準書(案)	コンテナ	31	2	(10)	ウ	(イ)				「コンテナにアレルギー対応食やミキサー食の配送用ボックスを積載する」と記載がありますが、専用ケースを用意して、コンテナとは別に運ぶ方法でもよろしいでしょうか。(直接外気に触れず、密閉したケースを使用する想定です。)	問題ありません。
153	要求水準書(案)	コンテナ	31	2	(10)	ウ	(イ)				コンテナ内にアレルギー対応食やミキサー食の配送用ボックス等を積載する...とございますが、各学校のアレルギー対応食数が提示されてなく、数の指定も難しいと思われまので、コンテナ内に積載できるスペースを設けておいて、万が一入りきれない場合は、コンテナ外への積載対応としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
154	要求水準書(案)	コンテナ	31	2	(10)	ウ	(イ)				ふりかけ、ジャム、チーズ等の添物はビニール袋に入れて、コンテナに積載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、添物のうち、冷凍果物については、和え物用食缶に配食することを想定しています。
155	要求水準書(案)	その他運営に必要な備品等	31	2	(10)	エ	(ウ)				配送用ボックス等はコンテナに積載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	要求水準書(案)	その他運営に必要な備品等	31	2	(10)	エ	(ウ)				配送用ボックス等に格納するアレルギー対応食及びミキサー食の容器の想定種類、使用数をご教授下さい。また、食器・トレイ、食具の格納は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	容器の種類は、(10)調理備品調達業務「表 食缶一覧(想定)」に示す真空断熱フードジャー及び小容量配食容器です。 アレルギー対応食については、配送校及び献立内容により使用数が異なります。ミキサー食については、主食+副食3品を1セットとし、格納します。 また、食器・トレイ、食具については、通常食と同様に各学級へ運搬することを想定しているため、格納の必要はありません。
157	要求水準書(案)	配送車両調達業務	31	2	(11)						現状のデリバリー給食配送車の大きさ・仕様を参考としてご教示願います。	参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。
158	要求水準書(案)	配送車両調達業務	31	2	(11)						事業期間終了後に配送車の所有権は貴市へ引き渡しますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
159	要求水準書(案)	配送車両調達業務	31	2	(11)						配送車両の調達は、リース方式でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
160	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	31	2	(12)	ア						参考資料10及び現地見学会(配送校)により、事業者が提案書作成段階で改修が必要と判断した内容について、受託後の貴市との協議や事業者再検討により改修が不要となった場合、積極的な提案の妨げとなる可能性があるため、提案段階で見込んでいた施設整備費用(設計+建設)は増減対象とはしないで頂けないでしょうか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。また、改修提案の協議段階での責任区分は事業者側のリスクと考えます。協議終了後にやむを得ず提案が不可となった場合の責任区分は実施方針のリスク分担表(案)No.29のとおりです。
161	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	31	2	(12)	ア						事業者が配膳業務において必要不可欠と考えた改修提案を市と協議の上、その提案が不可となった場合、それに起因する被害が発生した際は、その責任区分は市側のリスクということによろしいでしょうか。	改修提案の協議段階での責任区分は事業者側のリスクと考えます。協議終了後にやむを得ず提案が不可となった場合の責任区分は実施方針のリスク分担表(案)No.29のとおりです。
162	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	31	2	(12)	ア						配送校内の配膳室以外で、配送車の侵入経路上の樹木にある伐採・伐根については市でご対応頂けますでしょうか。	原則として参考資料10「学校配膳室の概要」に指定のない樹木の伐採や移植は行わないものとします。しかし、事業者が配送車両寸法及びその動線においてやむを得ず伐採や移植、枝払い等が必要となる場合は、協議の上、事業者の負担において実施するものとします。
163	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	31	2	(12)	ア						配送校の改修工事について、公平な競争とするためにも、各校の改修箇所を各事業者提案とするのではなく、改修箇所の範囲・仕様等について、ご指示頂くことは可能でしょうか(扉、プラットフォーム等)。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。
164	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	31	2	(12)	ア						改修内容を事業者全てが統一できた方が公平な選定になると思料しますので、各校の改修箇所を各事業者提案ではなく、修繕箇所をご指示頂けないでしょうか。また見学の機会を再度頂けると幸いです。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。また、現地見学会(配送校)についても、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
165	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	31	2	(12)	ア					学校配膳室の改修は事業者提案によりますが、天井仕上・照明器具・換気設備・防災設備についても既存利用を基本としてよろしいでしょうか。	原則として学校配膳室内の内装、設備機器等の改修は実施しないものとします。
166	要求水準書(案)	開所式の準備・開催	34	2	(10)						開所式の準備・支援・協力内容について現時点の想定で構わないので具体的にお示し頂けないでしょうか。	現時点では、開所式の会場設営や会場確保の協力、給食調理などを想定しています。
167	要求水準書(案)	パンフレット	34	2	(11)	ア					パンフレットは印刷物の提出は不要で、データのみ提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
168	要求水準書(案)	ホームページ等	34	2	(11)	イ					ホームページやSNS等のデータ作成後、データの更新については市の業務との理解でよろしいでしょうか。	市だけでなく事業者もデータの更新を行うものであるため、要求水準書(案)を修正します。
169	要求水準書(案)	業務従事者の要件等	36	1	(4)	ア					「維持管理業務責任者を選任し、市に報告する。同責任者には、業務従事者との連絡調整を行わせるものとする。」とありますが、整備した学校給食センターに常駐する、あるいは、非常駐とするかは事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	要求水準書(案)	関係法令等の遵守	36	1	(6)						維持管理業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書」(最新版)に準拠すると記載がございますが、関係法令等を遵守するとともに、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書」(最新版)を参考に、事業者の提案に委ねるとしていただきたい。	ご意見を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。
171	要求水準書(案)	業務計画書の作成	36	1	(7)						業務報告書は電子データでの提出と指定されていますが、業務計画書や備品管理台帳についても電子データでの提出、提示でよろしいでしょうか。	紙・電子データ両方の提出を想定しています。
172	要求水準書(案)	修繕、更新等	42	5	(2)	イ					P6「用語の定義」より、調理備品には食器を含まれるとのことですが、食器の更新については貴市の実施業務と考えてよろしいでしょうか。P41「調理備品維持管理業務」の定期点検の項目から、食器の調達は貴市より別途の委託となると思われますので、食器を調達頂く自治体さまによって、更新業務に関しても担当頂くのが効率的かと考えます。	食器を含む調理備品の調達及び更新については、事業者の業務範囲とします。 なお、要求水準書(案)に記載のある検査(食器の洗浄残留物等)については、市が別途市薬剤師会に委託することを予定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
173	要求水準書(案)	日常清掃・定期清掃	43	8	(3)	ア					「表 定期清掃 要求水準内容」に記載の床・壁・天井の清掃回数に関して、良好な衛生状態を維持することを前提に、実施回数は事業者の提案に委ねるとしていただきたい。	ご意見を参考に、要求水準書(案)を修正します。
174	要求水準書(案)	防鼠・防虫	45	8	(3)	イ					長期休業期間中に1回ずつ3回、鼠・害虫等駆除を行うと記載がございますが、学校給食衛生管理基準において、ねずみ及び衛生害虫について、発生状況を1ヶ月に1回以上点検するとともに、「発生を確認したときには、その都度駆除をすることとし、必要な場合には、補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等」を行うこととしたこと。また、「殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること」とされており、長期休業期間中の駆除は事業者の提案に委ねるとしていただきたい。	大量調理施設衛生管理マニュアルにおいては、「施設におけるねずみ、昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、ねずみ、昆虫の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時にはその都度)実施し、」とされていますが、より高度な衛生管理状況を保つため、原案のとおりとします。
175	要求水準書(案)	警備業務	45	9	(3)	イ					警報装置が、異常事態が発生した場合に、迅速に検知でき、あらかじめ定めた各関係機関へ自動的に通報する機能を有していると記載がございますが、警報装置が異常事態を検知した際に、異常の現地確認をしないまま関係機関へ自動的に通報するとした場合、誤報等の検知であっても自動的に関係各所へ連絡してしまいます。その為、異常を検知した場合、異常を確認した上で関係各所へ連絡する体制を有しているとしていただきたい。	ご意見を参考に、要求水準書(案)を修正します。
176	要求水準書(案)	長期修繕計画策定業務	46	10	(3)	イ					長期修繕計画の修繕、更新等の実施状況に基づいた修正について、修正を行った年の年度末等にまとめて市に対して提出し、市の承認を得るという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	要求水準書(案)	長期修繕計画策定業務	46	10	(4)	ア					「建物維持管理業務、建築設備維持管理業務及び調理設備維持管理業務における修繕・更新等計画は、基本的に長期修繕計画に基づいて計画するもの」とありますが、事業期間内に建築基準法上の大規模修繕は含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、建築基準法第2条第14号による大規模の修繕は想定していません。
178	要求水準書(案)	業務従事者の要件等	47	1	(3)	ア					アレルギー対応食調理主任・ミキサー食調理主任の人数は「事業者提案による」とありますが、選任は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
179	要求水準書(案)	業務従事者の要件等	47	1	(3)	ア					ミキサー食調理主任について、他の責任者との兼務は可能でしょうか。	他の責任者との兼務も可能です。
180	要求水準書(案)	業務従事者の要件等	48	1	(3)	イ					正社員とは、会社と雇用期限の定めがない雇用契約を結んだ従業員との理解でよろしいでしょうか。	労働契約の期間の定めがない、所定労働時間がフルタイムである、直接雇用である者を正社員とします。
181	要求水準書(案)	検収補助業務	50	2	(1)	ウ					昼食開始時間が11時台と早く、手作り調理にも対応し、かつ給食開始時間の40分前に配送することとなっているため、要求水準書P51食材等の納品時間にある当日納品の野菜を前日納品としていただけないでしょうか。	納品時間については、あくまで現時点での想定です。市が作成する献立の調理が滞りなく実施できるよう、事業者決定後に協議するものとします。
182	要求水準書(案)	検収補助業務	50	2	(1)	ウ					調理前日の肉類・魚類の納品は、冷凍での納品でしょうか。	肉類については、原則冷蔵納品ですが、魚類については、原則冷凍納品です。
183	要求水準書(案)	非加熱提供する果物	51	3	(1)	ア	(ウ)				消毒を要する果物について、想定されている消毒方法をご教示願います。	果物の消毒方法については、流水で3回洗浄後、次亜塩素酸ナトリウム200ppm溶液に5分程度浸し、その後さらに2回流水で洗浄することを想定しています。次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用しない場合は、同等の消毒効果がある方法を想定しています。
184	要求水準書(案)	配送及び回収業務	52	5	(1)						一段階配送、二段階配送とするかは事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	要求水準書(案)	配送及び回収業務	52	5	(1)	ウ					飲用牛乳パックの洗浄・開封・乾燥は生徒が実施でよろしいでしょうか。配膳員の作業になりますと相当数の人員、時間が必要となります。	お見込みのとおりです。
186	要求水準書(案)	配送及び回収業務	52	5	(2)	イ					午前中の給食配送後、午後の回収までトラックを学校に待機させる提案は可能でしょうか。	待機可能な学校については、参考資料10「学校配膳室の概要」学校配置図のとおりです。なお、記載がない学校については別途協議を行うものとします。
187	要求水準書(案)	配送及び回収業務	52	5	(2)	エ					配送校の昼食時間について、要求水準書中に示される時点での昼食時間を参考に、配送計画を作成してよろしいでしょうか。また、共用時まで昼食時間が変更され、それに伴って提案段階での配送計画が変更となり、配送車や配送員の増加が生じた場合、増加分の事業費は貴市負担として頂くようお願い致します。	供用開始時の昼食時間が未定のため、現時点での昼食時間をもとに配送計画を作成してください。なお、配送校での昼食時間の変更による配送計画の変更は市のリスク分担とし、事業費の増減について協議を行うこととしますが、当初から想定の日課や行事等はこれに含まれません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
188	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	53	6	(1)						現在市で雇用しています。配膳員の再雇用は可能でしょうか。可能な場合は、安心して転籍して頂きたく、現在市で雇用されています。従事者の1日の労働時間、年間労働時間、時給、年収、福利厚生、賞与等事業費を試算する上で必要な情報をご教示お願い致します。	現在、(仮称)北部学校給食センター配送校の配膳員は、市で雇用していません。参考に市で雇用している給食受入作業員の勤務条件等については、以下のURLからご覧ください。 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026815/boshu/staff/1011034.html
189	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	53	6	(1)						配膳員が使用する便所は配膳室近隣にある便所を使用させて頂けますでしょうか。また、配膳員が出勤に自家用車・自転車・バイクを使用する場合は校内に駐車させて頂けますでしょうか。	配送校内の施設のうち、配膳員が使用することのできる便所等については、契約後に各配送校から指定します。また、配膳員の自家用車等の駐車については原則不可とします。ただし、民間駐車場等の確保が困難である場合で、各配送校に駐車可能スペースがある場合、協議を行うものとし、駐車する場合は「相模原市市有財産条例」第6条に基づく使用料が発生します。自転車については駐輪可能です。
190	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	53	6	(1)						配膳員が配送校に、自家用車及び自動二輪車(原付バイク含む)で通勤し、学校敷地内に自家用車及び自動二輪車(原付バイク含む)を駐車する場合は、「相模原市市有財産条例」の規定に基づく使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	配膳員の自家用車等の駐車については原則不可とします。ただし、民間駐車場等の確保が困難である場合で、各配送校に駐車可能スペースがある場合、協議を行うものとし、駐車する場合は「相模原市市有財産条例」第6条に基づく使用料が発生します。
191	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	53	6	(1)	オ					令和9年度末まで「参考資料10学校配膳室の概要」に示す場所へ汁物用食缶の運搬を行うとの事ですが、汁物用食缶の運搬は重労働となり、また令和9年度終了後、雇用解除する必要がありますので、開業時から生徒がコンテナから直接食器食缶等を取り出すようご検討お願い致します。	全員喫食の円滑な導入に向け、給食運営が定着するまでの間、実施するものであるため、原案のとおりとします。
192	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	53	6	(1)	オ					「供用開始後1年4か月間(令和9年度末まで)は増員する。」とありますが、各学校での増員ではなく、配膳員全体数での増員との理解でよろしいでしょうか。	参考資料11「標準的な配膳業務の流れ」でお示した業務内容の履行を前提とし、事業者の提案に委ねます。
193	要求水準書(案)	残さ等処理業務	53	7	(1)	ア					「飲用牛乳は学校配膳室にて処分可」とありますが、市の費用負担で飲み残しの牛乳を処分するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
194	要求水準書(案)	残さ等処理業務	53	7	(1)	ア					飲み残しの飲用牛乳は配膳室で処分できる状態で回収されてくるとの理解でよろしいでしょうか。(他の料理の配缶などに混入されない専用の容器等で回収される)	お見込みのとおりです。
195	要求水準書(案)	残さ等処理業務	53	7	(1)	ア					配送校から回収した残食(事業者が調理した料理以外のパンや直送品を含む(飲用牛乳は学校配膳室にて処分可))と記載がございますが、飲用牛乳を学校配膳室にて処分する場合、処分を実施するのは事業者の配膳員との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
196	要求水準書(案)	残さ等処理業務	53	7	(1)	エ					「残さ等の処分に当たり、飼料化等の再生利用を行う」とありますが、飼料化以外で可とする方法があればご教授下さい。(堆肥化して地元農家へ還元する計画等)また、残さ全てが再生利用の対象ではなく、一部でも可という理解で宜しいですか。	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律における「再生利用」であれば問題ありません。なお、対象については、残さの一部とすることも妨げません。
197	要求水準書(案)	残さ等処理業務	53	7	(1)	エ					「事業者は残さ等の処分にあたり、飼料化等の再生利用を行う」とありますが、事業者の担当業務は厨芥処理機での脱水とごみの取りまとめとし、施設からの運び出しを含む、その後の処理は貴市の業務区分との認識としてよろしいでしょうか。	残さ等の処理業務は、全て事業者の業務範囲とし、再生利用の方法は事業者の提案に委ねます。従って、再生利用に伴い発生する施設からの運び出し等についても事業者の業務範囲とします。
198	要求水準書(案)	残さ等処理業務	53	7	(1)	エ					事業者は、残さの飼料化等の再生利用を行うとありますが、再生利用した残さの回収は貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	残さ等の処理業務は、全て事業者の業務範囲とし、再生利用の方法は事業者の提案に委ねます。従って、再生利用に伴い発生する施設からの運び出し等についても事業者の業務範囲とします。
199	要求水準書(案)	残さ等処理業務	53	7	(1)	エ					事業者は、残さの飼料化等の再生利用を行うとありますが、飼料化等という表現には残さの分解処理も含まれるのでしょうか。	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律における「再生利用」のみとし、分解処理は含みません。
200	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	54	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの回収について、給食センターからではなく直接配送校から回収できるようご検討頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
201	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	54	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの処分は事業範囲外とし、市が別途委託する事業者が週3回以上の回収を予定していると記載がございますが、飲用牛乳パックは一旦給食センターに回収され、別途委託された事業者が回収にくるまでセンターの廃棄物庫に保管されるのでしょうか。	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することと変更するため、保管場所を設ける必要はありません。これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
202	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	54	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの処分は事業範囲外とし、市が別途委託する事業者が週3回以上の回収を予定していると記載がございますが、飲料用牛乳パック最大8,000パックの回収が週3回であった場合、16,000パックを保管する必要がございます。その為、回収は毎日としていただけますようお願いいたします。	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することと変更するため、保管場所を設ける必要はありません。これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
203	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	54	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの処分は事業範囲外とし、市が別途委託する事業者が週3回以上の回収を予定していると記載がございますが、飲み残しではなく、そもそも飲まれていない牛乳の回収も市が別途委託される事業者が回収するとの理解でよろしいでしょうか。	飲み残し及び未開封の牛乳は、どちらも配膳室で処分可能な状態で返却されます。
204	要求水準書(案)	試食会対応	54	9	(2)						試食会は、1度に何食程度行うのでしょうか。	平均40食(1学級分)、最大80食(2学級分)程度を想定しています。
205	要求水準書(案)	試食会対応	54	9	(2)	ア	(ア)				「配送校等で開催する場合は、調理、配送・回収、洗浄までの一連の業務を行う。」とありますが、調理・洗浄に関しては本施設で業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	要求水準書(案)	試食会対応	54	9	(2)	ア	(ア)				試食会についてですが、施設内にて行う計画はありますでしょうか。その場合、試食会に使用するための室を設ける必要はありますでしょうか。また、試食会の対象人数の想定をご教示いただけますでしょうか。	本施設内にて行う計画はありません。試食会の対象人数については、平均40食(1学級分)、最大80食(2学級分)程度を想定しています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
207	要求水準書(案)	試食会対応	54	9	(2)	ア	(ア)					試食会は、センターと学校とどちらで行うのでしょうか。	配送校で行うこととし、本施設内にて行う計画はありません。
208	要求水準書(案)	配送業務	55	10	(1)	ウ	(イ)					アレルギー対応食の配送として「蓋付きの配送用ボックスを使用する」とありますが、蓋付の配送用ボックスには、個人別に収納するのではなく、同じ学校の複数人分をまとめて入れるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、個食容器と管理表などを個人別にまとめる方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	要求水準書(案)	ミキサー食対応	55	10	(2)	イ	(ア)					ミキサー食は、硬さの段階の違いなど、複数種類を調理する可能性はあるでしょうか。	対象生徒の状況により、複数種類を調理する可能性もあります。
210	要求水準書(案)	付帯事業	60									付帯事業の評価より、安全、安心な給食の提供を評価の重視していただき、評価点もその内容に沿った内容としていただくと幸いです。	参考にさせていただきます。 なお、評価点は、今後「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」の意見を伺いながら、決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
211	要求水準書(案)	付帯事業	60									本事業の趣旨は安全安心な給食の提供を第一に考えたものと認識しております。付帯事業の評価点の配点を高く設定した場合、本来の事業の趣旨から逸脱してしまうことが懸念されます。付帯事業の配点が大きくならないようご配慮頂けますよう、お願いいたします。	参考にさせていただきます。 なお、評価点は、今後「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」の意見を伺いながら、決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
212	要求水準書(案)	付帯事業	60									安全、安心な給食の提供を最優先に考えてご提案させていただきます。よって、付帯事業の評価点が高くないようご配慮お願い致します。	参考にさせていただきます。 なお、評価点は、今後「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」の意見を伺いながら、決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
213	要求水準書(案)	付帯事業	60									付帯事業の点数に重きをおくことがないようご配慮いただきたい。 サービス利用者である生徒のための給食運営として、安心・安全な給食のための提案に重きを置くよう配慮していただきたいです。	参考にさせていただきます。 なお、評価点は、今後「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」の意見を伺いながら、決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
214 参考資料2	敷地範囲図									敷地範囲図のCADデータがあれば、ご提供をお願いします。宜しく願い申し上げます。	<p>ご意見を踏まえ、対応します。 希望する場合は、次の内容をご確認いただき、電子メールで申込みをお願いします。</p> <p>申込先 ・相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 ・電子メールアドレス： gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp 電子メールに記載する事項 ・件名は、【(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業敷地範囲図提供申込(団体名)】としてください。 1.事業名：(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業 2.企業名 3.担当者 4.連絡先 提供方法等 ・申込みのあった電子メールアドレスに送付します。 ・なお、提供するCADデータは、現在、本市で使用するJW-CADに対応するものとなります。</p>
215 参考資料2	敷地範囲図									参考資料2の敷地範囲図のCADデータを希望者へご提供いただくことは可能でしょうか。	<p>ご意見を踏まえ、対応します。 希望する場合は、次の内容をご確認いただき、電子メールで申込みをお願いします。</p> <p>申込先 ・相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 ・電子メールアドレス： gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp 電子メールに記載する事項 ・件名は、【(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業敷地範囲図提供申込(団体名)】としてください。 1.事業名：(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業 2.企業名 3.担当者 4.連絡先 提供方法等 ・申込みのあった電子メールアドレスに送付します。 ・なお、提供するCADデータは、現在、本市で使用するJW-CADに対応するものとなります。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
216	参考資料3-3	インフラ現況図(ガス)									低圧ガスも中圧ガスも引込なしと記載があり、延伸については「供給事業者を確認し延伸による供給を検討……」とあります。一方で、周辺のガス埋設状況の説明資料(3-3)の圧力と口径の文字が小さく判別が難しいので、大きな文字で記されたものに差替えていただけないでしょうか。	供給事業者へ確認を行ってください。
217	参考資料5-1	解体工事指示図									9 器具庫の既存図があればご提供願います。ない場合、基礎の深さや形状等わかる範囲で情報ご提供いただけると幸いです。宜しくお申し上げます。	提供できる既存図はありません。入札説明書等の公表以降に現地見学会等の実施を予定します。
218	参考資料5-1	解体工事指示図									解体建物についてアスベスト調査費は本事業に費用に含まれるでしょうか。またアスベスト調査の結果、アスベストを含有する材料等の対策が必要になった場合の費用は別途と考えれば宜しいでしょうか。	解体工事業務の対象とする建物等にアスベストの含有は確認されていませんが、関係法令・条例等に基づく手続は必要となります。
219	参考資料5-1	解体工事指示図									防球ネットのG L下の状況がわかる資料の開示は可能でしょうか。ご検討願います。	提供できる既存図はありません。入札説明書等の公表以降に現地見学会等の実施を予定します。
220	参考資料8	想定献立一覧									献立の組合せ等の詳細の分析をしやすいよう、Excelデータでの公開を希望いたします。	本回答と合わせて、市HPにおいて追加公表します。
221	参考資料8	想定献立一覧									同時提供の最大品数(回転釜で何品作るか、など)や、食器および食缶の使用組み合わせなどは、全て参考資料8に記載されている(=参考資料8の条件をクリアできれば、それ以上はない)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
222	参考資料8	想定献立一覧									要求水準書(案)P31において、和え物用食缶は「1学級使用数」が2となっています。一方「参考資料8 想定献立一覧」では、1コース内で食缶の欄に「和」が2つ記載されている献立はありません。どのような場合に2点の和え物食缶を同時に使用するのでしょうか。また、和え物食缶を2点同時に使用する日は、その他の食缶(例えば主菜食缶)を使用せず、コンテナに積載する食缶の個数は最大4点との理解でよろしいでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。
223	参考資料8	想定献立一覧									小袋アーモンド等のピニール袋で提供する食材について、チーズ等の冷蔵が必要な食材は無いといった認識でよろしいでしょうか。	型抜きチーズ等冷蔵保管が必要な食材も使用します。
224	参考資料9	調理指示書例									ハンバーグやコロケは基本的には既製品を使用するという理解でよろしいでしょうか。手作りの提案が加点対象とありますが、実施する日を何日程度実施すると加点される等の採点基準は設けていただけるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
225	参考資料9	調理指示書例									和え物・サラダの調理方法について、調理加熱時に味付けし、冷却した場合に味が薄くなる等の心配が予想されます。調理方法については「ボイル 冷却 和え(調味)」の工程にする等、事業者の提案として頂けないでしょうか。	調理指示書例のため、本市既存施設の調理方法を例示しています。 調理方法については、市と事業者で行う調理ミーティングや献立・衛生ミーティング等を踏まえ、市が調理指示を決定します。
226	参考資料9	調理指示書例									アレルギー対応食の調理工程については、他諸室でアレルギー投入前に調理した食品を対応食専用室に受け渡し、対応食専用室では、最終加熱や配缶を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、調理指示書例のため、より安全なアレルギー対応食提供の提案を妨げるものではありません。
227	参考資料9	調理指示書例									調理指示書例には、除去食は、アレルギー食材を投入前の通常食から取り分け、最終調味等を行う調理手順が記載されていますが、これはあくまで例であり、事業者の提案により、より安全なアレルギー対応食提供に寄与する手順を提案してもよろしいでしょうか。	調理指示書例のため、より安全なアレルギー対応食提供の提案を妨げるものではありません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
228	参考資料10	学校配膳室の概要									「荷下ろし場所及び施設内の段差解消等については、事業者の提案により実施するものとする。」とありますが、現在ご想定の下ろし場所に配送車両を接車し、コンテナを安全に降ろせるようにするために、配送車両を接車するプラットフォームを新たに改修・整備する必要がある場合は、事業者の費用負担により実施するという理解でよろしいでしょうか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。
229	参考資料10	学校配膳室の概要									「一部の学校配膳室については、令和8年8月までに整備予定である。」とありますが、それ以外の学校配膳室の整備の完了時期をご教示願います。	「一部の学校配膳室」を「整備予定の学校配膳室」と読み替えてください。 参考資料10「学校配膳室の概要」を修正します。
230	参考資料10	学校配膳室の概要									「5 一部の学校配膳室については、令和8年8月までに整備予定である。」とありますが、各学校の図面中に「(整備予定)」と記載されている部分については、貴市が令和8年8月までに整備して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、参考資料10「学校配膳室の概要」平面図に記載のある「整備予定」及び「整備済み」について一部修正します。
231	参考資料10	学校配膳室の概要									3-11学校配置図(大沢中学校)の9の入口の位置が写真と異なるため、学校配置図の修正をお願いいたします。	ご指摘のとおり、修正します。
232	参考資料10	学校配膳室の概要									各学校で配送車両待機可能場所を記載頂いていますが、配送車両の待機とはコンテナ配送から回収までの間、配送員及び配送車両を待機させて良いといった認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	参考資料10	学校配膳室の概要									各配送校の現地見学会にて搬入想定経路を確認させて頂きましたが、その他想定経路外の搬入経路を検討提案するため、入札公告公表後に再度現地見学会の機会を設定頂けないでしょうか。	現地見学会(配送校)については、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。
234	参考資料10	学校配膳室の概要									牛乳保冷庫の搬入口からコンテナを荷下ろし、牛乳保冷庫を経由しコンテナを配膳室に運搬しても問題ないでしょうか。	学校運営等に支障のない範囲で、事業者からの提案に委ねるものとします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
235	参考資料10	学校配膳室の概要									トラック動線に障害のある樹木の伐採又は移植等は事業者の提案として行っても宜しいでしょうか。	原則として参考資料10「学校配膳室の概要」に指定のない樹木の伐採や移植は行わないものとします。しかし、事業者が配送車両寸法及びその動線においてやむを得ず伐採や移植、枝払い等が必要となる場合は、協議の上、事業者の負担において実施するものとします。
236	参考資料10	学校配膳室の概要									配送校現地見学での事業者の反応を踏まえ、資料で示されている整備内容以外で、市側で改修等をされる想定はありますか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。
237	参考資料10	学校配膳室の概要									配送車接車にあたり、障害となる配送校内の樹木の移植やマンホールの移設は可能でしょうか。	原則として参考資料10「学校配膳室の概要」に指定のない樹木の伐採や移植、マンホールの移設等は行わないものとします。しかし、事業者が配送車両寸法及びその動線においてやむを得ず伐採や移植、枝払い及びマンホールの移設等が必要となる場合は、協議の上、事業者の負担において実施するものとします。
238	参考資料10	学校配膳室の概要									配膳作業に支障のあるフェンスは、撤去することは可能でしょうか。	原則として、学校施設として管理上必要となる困障(フェンス・門扉等)の撤去等はできません。しかし配送車両寸法及びその動線において支障となる部分が生じ、撤去が必要となった場合は、市からの指示により学校管理上必要となる箇所に撤去したものと同等の困障を整備するものとします。
239	参考資料10	学校配膳室の概要									配送車の動線にある門扉の改修は可能でしょうか。	原則として、学校施設として管理上必要となる困障(フェンス・門扉等)の撤去等はできません。しかし配送車両寸法及びその動線において支障となる部分が生じ、撤去が必要となった場合は、市からの指示により学校管理上必要となる箇所に撤去したものと同等の困障を整備するものとします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
240	参考資料10	学校配膳室の概要									参考資料10の学校既存図をCADデータで希望者へご提供いただくことは可能でしょうか。	参考資料10「学校配膳室の概要」の提供データはPDFデータのみです。
241	参考資料11	標準的な配膳業務の流れ									「2:令和9年度末までは、「参考資料10学校配膳室の概要」に示す場所へ汁物用食缶の運搬を行う。運搬した食缶は、空き教室や鍵付きコンテナ等での保管を想定している。」とありますが、空き教室での保管用の什器・備品類や、鍵付コンテナ等の調達は、市の費用負担で調達するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
242	参考資料11	標準的な配膳業務の流れ									「配膳室の消耗品の調達については、事業者が実施すること。」と記載がありますが、参考資料10学校配膳室の概要には、非接触型温度計やはかり等の備品がないように思われます。それらの備品は消耗品ではなく、備品のため市が調達するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。
243	参考資料11	標準的な配膳業務の流れ									「令和9年度末までは、「参考資料10学校配膳室の概要」に示す場所へ汁物用食缶の運搬を行う。運搬した食缶は、空き教室や鍵付きコンテナ等での保管を想定している。」と記載ありますが、令和10年度以降はどのような業務になるのでしょうか？	令和10年度以降は、全ての食缶を生徒が手運びで運搬することとし、配膳員の業務としません。
244	参考資料11	標準的な配膳業務の流れ									事業者の業務として「職員室分の給食配膳」が挙げられておりますが、給食の「盛り付け」を事業者が行う場合、例えば万が一食中毒・異物混入が発生した際に、責任の所在の特定が困難となります。業務範囲は職員室への食器・食缶受け渡しまでとさせていただきますようお願い致します。	学校現場における教職員の多忙化の状況に鑑み、給食時間までの可能な範囲において実施するものであるため、原案のとおりとします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
245	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									連続炊飯器、回転釜2台の平時の燃料については、他の燃料は排除するというのでしょうか。あくまでも「原則」ということでこれ以外の提案も受け付けるということが良いですか？ 令和5年度相模原市トライアル発注制度の認定品であるBOGETS(ボーゲッツ)は、平时に都市ガスを使用し、災害時に都市ガスの供給が停止した場合は、あらかじめ備蓄しておいたLPガスを都市ガスに変換するガス変換機を用いて都市ガス機器を使用することのできるシステムで、エネルギー源を分散化することによる災害時の強靱性を高めたシステムです。 このシステムを導入して、平时にはガス釜、連続炊飯システムの熱源を都市ガスとすることにより、以下の点においてメリットがあると考えます。 1 燃料費が安く、15年間で考えるとかなりのコストダウンになる 2 CO2排出量がLPガス6.6kg/m ³ に対して都市ガス2.21kg/m ³ の方が少なく、15年間で考えると8,000食/日の場合では15年間で約7.6万tのCO2削減につながる 3 平时に都市ガスを使用し、LPガスは災害時の炊き出しの分だけで良いため、平时にLPガスを使用する場合に比べて、LPガスの備蓄スペースが小さくなる 4 平时にLPガスを使用すると、配送トラックが往来し、交通渋滞や排ガスの問題が生じるが、平时に都市ガスを使用する場合は、そのような問題は発生しない。	LPガスに限定せずに「原則」とするものです。
246	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									「ライフライン停止時においても、8,000食の米飯、汁物の調理が最低でも1回は可能」とありますが、食材について確認させてください。米飯については、通常の給食用食材のローリングストックと明文化されていますが、汁物については、給食用食材が常に保管されているとは限らないので、別途フリーズドライのみそ汁などを市が備蓄食材として調達されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、ライフライン停止時において、(仮称)北部学校給食センターでは米飯、副食の調理を最低でも8,000食(1回)は可能とします。
247	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									災害時にライフラインが停止すると想定がありますが、近年起きた風水害や大地震などの中でも中圧ガスではいずれの災害でも供給停止はありませんでした。 ライフラインの停止に備えて自家発電設備を設置されるとありますが、中圧を引き込んで低圧に減圧された都市ガスを熱源とした停電対応型の自家発電機能を持った小型コージェネを設置することはいかがでしょうか。	ご意見を参考とさせていただきます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
248	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方										<p>平時からLPガスを原則とありますが、LPガスの残量状況によっては災害時に機能しないケースも想定されますので、LPガスは災害時のみに使用できるものを検討されることをお勧めします。</p> <p>その際の対応策として、LPガスに空気を混ぜて疑似都市ガス(13A)を供給できるBOGETSというシステムを設置すると平時はランニングコストが安く、維持管理の容易な都市ガスを使用し、低圧ガスなどの供給停止の際にBOGETSを介してLPガスを使用して機器を稼働させる事により、都市ガスの供給停止に備えることが可能となります。</p> <p>また、平時から8,000~9,000食/日規模の給食センターにLPガスを使用するとなると、バルクという大きなボンベのようなものを設置しなくてはならず、設置費用が都市ガスの場合と比較して高額となるケースがあります。</p> <p>北部は中圧ガスを引き込むのであれば設置する必要はないと思われませんが、万が一の備えとして設置することもご検討いただければと考えます。</p>	ご意見を参考とさせていただきます。
249	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方										<p>ライフライン停止時の炊き出し、米飯、汁物の調理内容をご提示ください。</p>	炊き出しは、いずれも応急給食用食材の活用を想定しています。
250	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方										<p>ライフライン停止時の炊き出し、米飯、汁物の配送の際の容器等はどのようなものを想定されていらっしゃいますか。また、その調達は、事業者でしょうか。もしくは、市でしょうか。</p>	<p>事業者の業務範囲となります。</p> <p>なお、開業準備業務において、炊き出し業務の対応等については「事故等発生時対応マニュアル」を作成することとしており、運用等を含め事業者の提案に委ねるものとしています。</p> <p>ただし、災害時の炊き出し及び配送等に係る詳細及びサービス対価の支払い時期等に係る協定を締結するものとし、必要な経費はPFI事業費に含めないこととしています。</p> <p>詳細については、参考資料13「防災力の向上に係る基本的な考え方」を参照してください。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
251	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									ライフライン停止時の炊き出し、米飯、汁物はどのような食材を利用されますか。	炊き出しは、米飯、副食の調理を想定しており、いずれも応急給食用食材の活用を想定しています。 なお、応急給食用食材は、米は平時からローリングストックとし、副食はレトルトカレー等を想定しています。
252	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									ライフラインの停止に備えて自家発電設備を設置されるとありますが、相模原市が想定している自家発電設備があれば、ご享受ください。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
253	参考資料14	環境配慮に係る基本的な考え方									平時からLPガスを使用するとありますが、上溝給食センター(3,000食/日)の約3倍の規模とすると、単純に上溝給食センターの3倍の供給量、頻度でのLPガス配送となるのではないのでしょうか。 都市ガスのCO2排出量は、運搬車(トラックやローリー車)の排気ガスのCO2だけでなく、LPガスのCO2排出量と比較して少ないため、環境の視点からも都市ガスでの利用をお勧めいたします。 また、周辺住民の生活道路にトラックやローリー車が通行する事への安全対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。	ご意見を参考とさせていただきます。
254	参考資料14	環境配慮に係る基本的な考え方									「事業者は、残さ等の処分当たり、飼料化等の再生利用を行う。」とありますが、飼料化等したものは本事業内で利用しなければならないのでしょうか。	本事業内での利用を限定するものではありません。
255	参考資料14	環境配慮に係る基本的な考え方									災害時に連続炊飯システムを稼働させるのに必要な電源を確保するために自家発電設備の設置とありますが、都市ガスによる停電対応型の小型コージェネを設置することを提言します。 コージェネは、平時も非常時も都市ガスが供給されている限り、発電し続けることが出来ます。中圧ガスで引き込んで低圧に減圧してから使用するのはいかがでしょうか。 平時は発電する際の排熱を給湯に利用する事により、電気とガスの購入量とを削減することが出来ます。それにより、ZEB達成の一助となるものと思われれます。なお、今回のZEB認証検討範囲は建物のどの部分になるか、ご享受ください。	ご意見を参考とさせていただきます。 なお、ZEB認証検討範囲については、給食センターの建物を対象とし、建物用途や算定対象は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を適用することを想定しています。